

鹿 児 島 県 公 報

平成30年 3 月 23 日 (金) 第3401号の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- へき地勤務医師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則 (※) (地域医療整備課取扱い) 1
- 旅館業法施行細則の一部を改正する規則 (※) (生活衛生課取扱い) 1
- 鹿児島県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則 (※) (経営金融課取扱い) 2
- 鴨池公園, 鴨池緑地公園及び鹿児島ふれあいスポーツランドの運動施設の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (※) (都市計画課取扱い) 4
- 訓 令
- 農作物奨励品種選定規程を廃止する訓令 (※) (農産園芸課取扱い) 5

規 則

へき地勤務医師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成30年 3 月 23 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第 7 号

へき地勤務医師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

へき地勤務医師等修学資金貸与条例施行規則 (昭和49年鹿児島県規則第75号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「第 3 条第 3 号」を「第 3 条第 2 号」に, 「学業成績表」を「学業成績証明書 (修業期間が 1 年に満たない者にあつては, 在学証明書)」に改める。

附 則

この規則は, 平成30年 4 月 1 日から施行する。

.....

旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 23 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第 8 号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則 (昭和45年鹿児島県規則第85号) の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「第 4 条第 6 号エ」を「第 4 条第 5 号ウ」に改め, 同項第 1 号ア中「シャワー」を「シャワー」に改め, 同号ウ及び同項第 2 号イ中「すべて」を「全て」に改め, 同号ウ中「リットル」を「リットル」に改め, 同項第 5 号ア中「シャワー」を「シャワー」に改め, 同号イ中「ジェット」を「ジェット」に, 「すべて」を「全て」に改め, 同号カ中「シャワー」を「シャワー」に改める。

第 7 条中「第 6 条第 1 項第 7 号」を「第 6 条第 1 項第 2 号」に改め, 同条第 4 号ア中「シャワー」を「シャワー」に改める。

「明治

別記第 1 号様式中 大正 年 月 日生 を「 年 月 日生」に, 「ホテル 旅館

昭和

簡易宿所」を「旅館・ホテル 簡易宿所」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同様式(添付書類)4中「写し」の次に「及び役員の名簿(代表者を含む役員住所、本籍、氏名、生年月日及び役職を記載したもの)」を加え、同様式(添付書類)に次のように加える。

7 その他知事が必要と認める書類

別記第2号様式中 「旅館」を「営業施設」に改め、同様式(添付書類)1中「写し」の次に

「及び役員の名簿(代表者を含む役員住所、本籍、氏名、生年月日及び役職を記載したもの)」を加え、同様式(添付書類)に次のように加える。

3 その他知事が必要と認める書類

別記第2号様式(注)を削る。

別記第2号様式の2中 「旅館」を「営業施設」に改め、同様式(添付書類)1中「写し」の

次に「及び役員の名簿(代表者を含む役員住所、本籍、氏名、生年月日及び役職を記載したもの)」を加え、同様式(添付書類)に次のように加える。

3 その他知事が必要と認める書類

別記第2号様式の2(注)を削る。

別記第3号様式中 「旅館」を「営業施設」に、「法第3条第2項第1号又は第2号関係」を

「法第3条第2項各号(同項第7号を除く。)関係」に改め、同様式(添付書類)に次のように加える。

4 その他知事が必要と認める書類

別記第6号様式及び別記第9号様式中 「明治 大正 年 月 日生」を「 年 月 日生」に昭和 改める。

別記第10号様式及び別記第11号様式中 「明治 大正 年 月 日生」を「 年 月 日生」に、昭和 「ホテル 旅館 簡易宿所」を「旅館・ホテル 簡易宿所」に改める。

附 則

この規則は、平成30年6月15日から施行する。

鹿児島県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月23日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第9号

鹿児島県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則 鹿児島県中小企業高度化資金貸付規則(平成16年鹿児島県規則第98号)の一部を次のように

改正する。

第 5 条 第 1 項 第 1 号 中 「 以 下 同 じ 。 」 を 削 り ， 同 条 第 2 項 第 1 号 ソ 及 び タ 中 「 認 定 特 定 民 間 中 心 市 街 地 活 性 化 事 業 計 画 」 の 次 に 「 又 は 中 心 市 街 地 活 性 化 法 第 51 条 第 1 項 に 規 定 す る 認 定 特 定 民 間 中 心 市 街 地 経 済 活 力 向 上 事 業 計 画 」 を 加 え ， 同 号 テ 中 「 別 表 2 の 項 」 の 次 に 「 ， 3 の 項 」 を 加 え ， 同 号 に 次 の よ う に 加 え る 。

ト 別表 3 の 項 ， 5 の 項 ， 9 の 項 又 は 10 の 項 に 掲 げ る 事 業 の う ち ， 商 店 街 の 活 性 化 の た め の 地 域 住 民 の 需 要 に 応 じ た 事 業 活 動 の 促 進 に 関 す る 法 律 (平 成 21 年 法 律 第 80 号) 第 5 条 第 3 項 に 規 定 す る 認 定 商 店 街 活 性 化 事 業 計 画 に 基 づ き 実 施 す る 事 業 に 係 る 貸 付 け

ナ 別表 3 の 項 から 7 の 項 ま で ， 9 の 項 又 は 10 の 項 に 掲 げ る 事 業 の う ち ， 中 小 企 業 に よ る 地 域 産 業 資 源 を 活 用 し た 事 業 活 動 の 促 進 に 関 す る 法 律 (平 成 19 年 法 律 第 39 号) 第 7 条 第 3 項 に 規 定 す る 認 定 計 画 に 基 づ き 実 施 す る 事 業 に 係 る 貸 付 け

第 7 条 第 2 号 中 「 年 利 0.5 パ ー セ ン ト 」 を 「 年 利 0.45 パ ー セ ン ト 」 に 改 め る 。

第 21 条 第 3 項 第 2 号 中 「 整 理 が 開 始 さ れ ， 」 を 削 る 。

別表 1 の 項 中	「	経営革新計画承認グループ事業の用に供するものであって、次に掲げる土地、建物（関連施設を含む。以下同じ。）、構築物（関連施設を含む。以下同じ。）又は設備	を	」
	ア	開発研究及び試作品開発に係るもの		
	イ	デザイン開発又はシステム開発に係るもの		
	ウ	試験及び検査に係るもの		
	エ	需要開拓に係るもの		
	オ	電子計算機		
	カ	周辺装置		
	キ	端末装置		
	ク	伝送装置		
	ケ	アからクまでに掲げる施設に関する教育・研修を行うためのもの		
	コ	アからケまでに掲げる施設に準ずるもの		
	」			

「	経営革新計画承認グループ事業の用に供する土地、建物（関連施設を含む。以下同じ。）、構築物（関連施設を含む。以下同じ。）又は設備	に改め、同表 2 の 項 中	」
---	-----------------------------------------------------------------	----------------	---

「	下請振興事業計画承認グループ事業の用に供するものであって、次に掲げる土地、建物、構築物又は設備	を	「	下請振興事業計画承認グループ事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備	に
	ア			開発研究及び試作品開発に係るもの	
	イ			デザイン開発又はシステム開発に係るもの	
	ウ			試験及び検査に係るもの	
	エ			需要開拓に係るもの	
	オ			電子計算機	
カ	周辺装置	」			

キ 端末装置
ク 伝送装置
ケ アからクまでに掲げる施設に関する教育・研修を行うためのもの
コ アからケまでに掲げる施設に準ずるもの

改め、同表 3 の項中 「 (2) 協業組合
(3) 合併会社又は出資会社 」 を

「 (2) 事業協同組合等若しくは事業協同小組合の組合員等である特定中小事業者、企業組合又は協業組合
(3) 協業組合
(4) 合併会社又は出資会社 」 に改め、同表 5 の項中

「 (2) 企業組合又は協業組合 」 を 「 (2) 特定中小企業団体の組合員等である特定中小企業者、企業組合又は協業組合
(3) 企業組合又は協業組合 」 に

改め、同表 7 の項中 「 (特定中小企業団体に設置する電子計算機に接続する情報処理設備を併せて取得し、組合員等を買取予約付きで賃貸するものを除く。) 」 を削り、同表 9 の項中 「 (組合員等の事業の用に供する設備にあつては、組合員等である特定中小事業者等の事業の共同化に著しく寄与する設備又は当該団地組合及びこれらの組合員等の出資に基づいて設立された組合員等である会社の事業の用に供するものに限る。) 」 を削り、同表 10 の項中 「 (組合員等の事業の用に供する設備にあつては、組合員等である特定中小事業者等の事業の共同化に著しく寄与する設備又は当該集積区域組合及びこれらの組合員等の出資に基づいて設立された組合員等である会社の事業の用に供するものに限る。) 」 を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県中小企業高度化資金貸付規則（以下「新規則」という。）第 5 条第 2 項第 1 号の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る貸付金の貸付けについて適用し、同日前の申請に係る貸付金の貸付けについては、なお従前の例による。
- 3 新規則第 7 条の規定は、平成 29 年 4 月 1 日以後の申請に係る貸付金の貸付けについて適用し、同日前の申請に係る貸付金の貸付けについては、なお従前の例による。

.....

鴨池公園、鴨池緑地公園及び鹿児島ふれあいスポーツランドの運動施設の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 23 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第10号

鴨池公園、鴨池緑地公園及び鹿児島ふれあいスポーツランドの運動施設の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鴨池公園、鴨池緑地公園及び鹿児島ふれあいスポーツランドの運動施設の管理に関する条例施行規則（昭和 46 年鹿児島県規則第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項ただし書及び別表鹿児島県立鴨池陸上競技場の項中「電光掲示盤」を「大型映像装置」に改める。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

訓 令

鹿児島県訓令第 1 号

農作物奨励品種選定規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成30年 3 月 23 日

鹿児島県知事 三反園訓

農作物奨励品種選定規程を廃止する訓令

農作物奨励品種選定規程（昭和33年鹿児島県訓令第16号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成30年 4 月 1 日から施行する。